

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の13第2項
処 分 の 概 要	駐車監視員資格者証の返納命令
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	<p>公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。</p> <p>① 第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>② 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたとき</p> <p>③ 前条の第5項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不相当であると認められるとき。</p>
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係 (048-832-0110)
備 考	<p>確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年12月10日国家公安委員会規則第23号)</p> <p>第14条</p> <p>① 道路交通法第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令は、理由を付した返納命令書を交付して行うものとする。</p> <p>② 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付日から10日以内に駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。</p>

別紙

- 駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する規程（平成17年4月1日公安委員会規程第7号）

（駐車監視員資格者証の返納命令）

第7条 交通指導課長及び警察署長は、法第51条の13第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による駐車監視員資格者証の返納の命令に必要な事項を、速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、駐車監視員資格者証返納命令上申書（様式第2号）により、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

3 法第51条の13第2項により返納を命ずるときは、駐車監視員資格者証返納命令書（様式第3号）を交付して行うものとする。

- 駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する事務処理要領（平成17年4月1日駐対第172号）

第8 資格者証の返納命令

1 報告

交通指導課長又は署長は、資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知したときは、必要な調査を実施し、法第51条の13第2項各号の規定による返納命令（以下「返納命令」という。）について意見を付した上、駐車監視員資格者証返納命令事案認知報告書（様式第11号）に疎明資料を添付して、速やかに（署長にあつては交通指導課長を経て）本部長に報告すること。

2 聴聞

(1) 返納命令に係る処分の聴聞については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）に規定するところにより行うものとする。

(2) 聴聞等に関する規則第3条の規定による主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てるものとする。

3 処分の執行

交通指導課長は、公安委員会が返納命令を決定したときは、当該資格者に対して駐車監視員資格者証返納命令書（規程様式第3号。以下「返納命令書」という。）を交付するものとする。この場合において、当該資格者証を提出させ保管すること。

なお、当該返納命令に係る処分の聴聞の通知を、行政手続法（平成15年法律第88号）第15条第3項に規定する方法により行った場合で、返納命令書の交付を受ける者が当該聴聞の期日に出頭しなかったときの行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による教示は、返納命令書の裏面に教示文を記載して行うものとする。

4 警察庁及び他の都道府県に対する報告及び通報

交通指導課長は、資格者証の返納命令に係る処分を行ったときは、道路交通法第51条の13第2項の規定による返納命令について（報告・通報）（様式第12号）により、速やかに警察庁及び他の都道府県警察に対し報告し、及び通報すること。

なお、他の都道府県警察から資格者証の返納命令に係る通報を受けたときは、法第51条の13第1項第2号ハに該当する場合がありますので、当該通報に係る書類を2年間保存すること。